平成２４年（フ）第４６号
栃木県宇都宮市若草５丁目３番16号　大昭ハイツ10号室
債務者　横山　正敏
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６０号
栃木県宇都宮市富士見町18番９号、前住所神奈川県中郡大磯町西小磯1514番地12　斉藤宏方
債務者　成年被後見人　津端　純人
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６３号
栃木県宇都宮市峰町241番地52　松本アパート１－D
債務者　金敷　　光
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６５号
栃木県真岡市長田430番地７
債務者　小平池田ペドロこと　コヒラ　イケダペドロ　アウグスト
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６６号
栃木県真岡市長田430番地７
債務者　吉田友子こと　コヒラ　マリナ　トモコ　ヨシダ
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６８号
栃木県宇都宮市東峰町3099番地４
債務者　佐藤　　司
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７０号
栃木県宇都宮市鶴田町3492番地１
債務者　柘植　成禎
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２３年（フ）第４９３号
福岡市東区社領２丁目16番13号
破産者　永和金物工業株式会社
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４号
水戸市元吉田町1486番地の５
破産者　ケイ・アンド・アール企画有限会社
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２８８号
栃木県塩谷郡高根沢町光陽台４―15―３ＣＦハイツ７―303、破産開始決定時の住所栃木県日光市湯西川597番地
破産者　伴　　久盛
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２９９号
栃木県日光市湯西川597番地
破産者　湯西川温泉商業協同組合
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６８９号
新潟市東区下木戸３丁目５番８号
破産者　株式会社ハセモク
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０８号
新潟市中央区竜が島１丁目４番８号
破産者　新潟船用品株式会社
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７９号
岐阜市大工町23番地
破産者　マルカ電器株式会社
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６５３号
愛知県豊田市美里６丁目６番16、登記簿上の住所愛知県豊田市土橋町５丁目30番地
破産者　有限会社木田エンジニアリング
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第１０９６号
福岡市西区今宿町字井尻126番地の２
破産者　フジ製靴株式会社
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第３４６２号
札幌市東区北10条東11丁目１番20―206号
破産者　浜本　一男
1　破産債権の届出期間　平成24年３月９日まで
2　一般調査期日　平成24年３月16日午後２時
平成24年２月17日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５７０号
広島市西区観音町６番７号
破産者　広島測器株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年３月19日まで
2　一般調査期日　平成24年５月15日午後４時
平成24年２月17日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８６４０号
奈良市芝辻町506番地の８
破産者　瀬戸　一彦
1　破産債権の届出期間　平成24年３月22日まで
2　一般調査期日　平成24年４月23日午後３時30分
平成24年２月20日
大阪地方裁判所第６民事部